小規模企業支援策の体系図（主な施策）

組織に関する法律

- **商工会法**
- **商工会議所法**

法律に関連する政策

- **小規模事業者支援促進法**
  - **経営改善普及事業**
    （都道府県が予算補助）
    - **①指導・相談**
      経営指導員等が小規模事業者に対し、経営上の問題点や記帳に関する指導・相談を行う。
    - **②経営・技術強化支援事業（エキスパート・バンク）**
      商工会等が、小規模事業者が必要とする専門的な知識を有する者（エキスパート）を派遣し、具体的、実践的な指導を行う。
    - **③地域振興推進事業**
      商工会等が、地域内の小規模事業者とともに、地域振興ビジョン、特産品等の開発、人材育成等を行う。
    - **④若手後継者等育成事業**
      都道府県商工会連合会及び商工会議所が、青年部、女性部の資質向上を図るための研修事業及び小規模企業振興等を図るための起業家育成支援事業、地域振興支援事業等を行う。
    - **⑤広域連携等対策事業**
      商工会等が、合併環境整備のため、会館改修、広報事業等を行う。
  - **全国団体実施事業**
    （国が日商・全国連に予算補助）
    - **①JAPANブランド育成支援事業　（20年度予算：11.8億円）**
      商工会等が、小規模事業者とともに、地域の特性を活かした新商品開発等を行い、海外のマーケットにおいても通用するブランド力を確立する事業を行う。
    - **②創業人材育成事業　（20年度予算：13.3億円）**
      商工会等が、創業に向けて具体的な行動計画を有する者を対象に、創業塾を開催する。
      また、新事業展開を目指す経営者や若手後継者を対象に経営革新塾を開催する。
    - **③小規模事業者新事業全国展開支援事業　（20年度予算：24.6億円）**
      商工会等が、小規模事業者とともに、地域資源を活かした特産品等の開発やその販路開拓など地域の活性化に向けた取組を行う。
  - **基盤施設事業**
    （国が日商・全国連の造成する債務保証基金に補助）
    - 商工会等が、小規模事業者のための共同工場、多目的ホール等の施設を設置する。
      その際、商工会等の資金調達を円滑化するため、全国連及び日商において債務保証を行う。
- **小規模事業者等設備導入資金助成法**
  - 各県の中小企業支援センターが、小規模事業者等の設備導入のための資金貸付及び設備貸与（割賦販売・リース）を行う。
    （貸付実績：121億円（18年度）、貸与実績：212億円（18年度））
- **小規模企業共済法**
  - （独）中小企業基盤整備機構が小規模事業者の廃業、役員の退職等に関する共済事業及び契約者貸付事業を行う。
    （国の出資金155億円（18年度末）、運営費交付金44億円（20年度予算））

金融関連

- **融資**
  - **小企業等経営改善資金融資（マル経）制度**
    - 小企業者等が経営改善を行うに当たって必要となる1，000万円までの資金を商工会等の推薦に基づき、国民生活金融公庫から無担保・無保証人・低利で融資。
      （マル経補給金36億円（20年度予算））
- **信用補完**
  - **特別小口保証等の小規模事業者向け信用保証制度**
    - 小規模事業者に対し、一定の要件で担保や保証人を不要とする保証制度。また、信用保証料等を減額した自治体の制度融資がある。
      （国による中小公庫への出資及び信用保証協会等への補助並びに自治体による損失補填等）

基本的な法律

- **中小企業基本法**
  - **小規模企業への配慮（第8条）**
    国は、経営資源の確保が特に困難であることが多い小規模企業者の事情を踏まえ、小規模企業の経営の発達及び改善に努めるとともに、金融、税制その他の事項について、小規模企業の経営の状況に応じ、必要な考慮を払うものとする。
- **中小企業支援法**
  - 国は中小企業支援計画を策定し、国、都道府県、（独）中小企業基盤整備機構が行う中小企業支援事業を計画的かつ効率的に推進すること等により、中小企業の経営資源の確保を支援する。